

杉並区教育振興基本計画審議会運営基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、杉並区教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（欠席）

第2条 委員は、杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則（令和2年杉並教育委員会規則第31号。以下「規則」という。）第2条により招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を規則第4条に定める庶務（以下「庶務」という。）を通じて会長に申し出なければならない。

（審議会等の資料）

第3条 庶務が作成する審議会の開催に必要な資料は、原則として会議開催の3日前までに委員に郵送又は電子メールにより配布する。

2 委員が、調査審議のために作成した資料については、原則として会議開催の2日前までに、庶務を通じて委員に郵送又は電子メールにより配布する。

（電子メール等による意見等聴取）

第4条 会長は、会議を招集する暇がないときは、電子メール等による委員の意見等を聴取することができる。

（会議録の公表時期等）

第5条 規則第3条による会議録の公表は、当該議事を行った会議の次に開催する会議以降において委員が確認をしたうえで、公表する。ただし、審議会の最終回については、この限りではない。

杉並区教育振興基本計画審議会傍聴基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、杉並区教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（別記様式1）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終え、退出するときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

（傍聴できない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1）危険物その他の他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるものを所持している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）係員に傍聴券の提示ができない者
- （4）前3号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の数）

第4条 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 会長は、審議会を円滑に運営するため、傍聴人に次に掲げる事項を守らせなければならない。

- （1）会議における言論について批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- （2）私語し、雑談し、又は騒ぎ立てる等をしないこと。
- （3）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。
- （5）携帯電話等による通話（着信音を発することを含む。次条において同じ。）をしないこと。
- （6）前各号のほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の承諾）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ会長の承諾を受けるため、申出書（別記様式2）により申し出をするものとする。

- （1）写真、映画等を撮影し、又は録音等を行うこと。
- （2）前号に掲げるもののほか、パーソナルコンピュータその他の電子機器を使用すること（携帯電話等による通話を除く。）。

（傍聴人の退出）

第7条 傍聴人がこの基準に違反したときは、会長は、その者に退出を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により会長から退出を命ぜられたときは、速やかに退出しなければならない。

3 傍聴人は、会議を非公開としたときは、会長の指示に従い、速やかに退出しなければならない。

（委任）

第8条 この基準に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、会長が定める。

杉並区教育振興基本計画審議会傍聴券

令和 年 月 日 第 回

傍聴人住所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

- (1) 傍聴される方は、この券に住所、氏名等を記入してください。
- (2) 入室の際にこの券を提出し、職員の指示に従った、傍聴席に着いてください。
- (3) 記載していただいた傍聴券は、会議の秩序維持や感染症発生時の緊急連絡のために使用した後、廃棄するものとし、他の目的に使用することはありません。

申出書

私、_____は、杉並区教育振興基本計画審議会を傍聴するにあたり、以下の行為をしたいので申し出ます。

- (1) 写真、映画等の撮影又は録音等
- (2) パーソナルコンピュータその他の電子機器の使用

(該当する行為の番号に○をしてください。)